

第4章 森林・林業・木材産業の施策の展開

第1節 多面的機能の発揮に向けた森林整備

森林に対する県民の期待は、従来の木材生産から水源かん養、県土や自然環境の保全、地球温暖化の防止、レクリエーションや教育の場としての利用、生物多様性の保全の場などへと多様化しており、これら多面的機能の発揮に応えるような適正な森林の整備と保全を行うことが求められています。

このため、これら機能を発揮するための望ましい森林の姿を示し、その実現に向けた森林施策の推進を図るとともに推進基盤となる林道の計画的な整備に努めます。

また、森林を県民全体で守り育てて行くため、森林整備を適正に推進するための新たな財源についてあらゆる角度から検討します。

近年、森林の果たす役割の大きさが広く認識されてきていることから、環境管理や種の多様性の保全等を図りながら持続可能な森林経営を進める事業体の森林を国際的に認証する森林認証制度の取組みが急速に進展しています。日本においても小規模分散的な森林経営に対応した日本型の森林認証制度*の導入が検討されていることから、認証の取得を促進します。

*《日本型の森林認証制度》

現在の森林認証制度は、日本の零細な森林所有者にとっては取得が難しいものとなっている。

しかし、国際的には日本の木材が環境にも配慮した「持続可能な森林経営から生産された木材」として自らの基準を示し、諸外国に主張していかなければならない。

このため、日本の森林・林業の特徴を加味し日本の森林を的確に評価し、世界に通用する日本型の森林認証制度が必要である。

現在、(社)日本林業協会が中心となり、日本型の森林認証制度の検討を行っている。



荒廃した森林の復旧

わが国では、明治以降の近代工業の発展に伴う木材需要の増加、さらには戦中・戦後の大量伐採により森林の荒廃が深刻になっていました。このため、治山事業による崩壊地等の復旧、造林事業による伐採跡地への造林等が進められ、その結果、現在のような森林の姿に整備されました。

(写真は半田山周辺（桑折町）の様子。左：昭和10年、右：平成元年の姿。)

1 機能区分に応じた森林整備

(1) 森林計画の策定と推進

- 森林は様々な機能を併せ持って発揮していますが、森林整備の基本的な方向を分かり易く示すため、森林の持つ機能のうち重視すべき機能に応じて森林を「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」に3区分^{*}するとともに、望ましい森林の姿に導くための森林整備^{*}の基本的考え方を示します。
- 市町村が、5年ごとに10年を1期として策定する市町村森林整備計画のなかで、計画内容となる伐採、造林、保育、間伐等の森林整備や重視すべき機能に応じた森林の区分の基準等についての指針を示します。
- 森林所有者等が行う森林施業計画作成にあたっては、森林施業の合理化推進のための情報提供に努め、県・市町村・森林組合が一体となって計画的な森林施業促進のための支援に努めます。



三和地区の森林（いわき市）

^{*}重視すべき機能に応じた森林の区分 《水土保持林》

災害に強い県土基盤の形成、良質な水の安定供給確保など、山地災害防止、水源かん養機能の発揮を重視する森林。

《森林と人との共生林》

生態系としての森林の重要性を踏まえた生物多様性の保全及び森林とのふれあいを通じた森林と人間との共生を図るなど、生活環境保全、保健文化機能の発揮を重視する森林。

《資源の循環利用林》

県民生活に必要であり環境への負荷の少ない素材である木材を安定的かつ効率的に供給するため、木材等生産機能を重視する森林。

^{*}望ましい森林の姿に導くための森林整備の考え方

《水土保持林》

高齢級の森林及び広葉樹導入を含めた複層林への誘導、公的関与（治山事業など）による森林整備など。

《森林と人との共生林》

自然環境等の保全及び森林環境教育や健康づくりの場の創出など。

《資源の循環利用林》

効率的・安定的な木材資源の活用、施業の集約化・団地化や機械化を通じた効率的な森林整備など。

重視すべき機能区分	面積 (千ha)	構成比 (%)
水 土 保 全 林	384	68
森 林 と 人 と の 共 生 林	30	5
資 源 の 循 環 利 用 林	149	27
計	563	100

面積は平成14年4月現在

(2) 間伐等森林施業の推進

- 「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の重視すべき機能区分に応じ、長伐期施業[※]への転換、複層林への誘導、広葉樹林の整備等多様な森林施業を推進します。
- 森林整備地域活動支援交付金[※]を有効に活用し、森林所有者等が自ら実施する森林施業を支援して森林整備を確保します。
- 地球温暖化防止10力年対策に対応して、積極的に森林整備を推進します。
- 「緊急間伐推進計画」[※]に沿って、間伐を重点とした森林の健全な育成に努めます。
- 山村地域等の活性化のため、集落周辺の景観形成等を促す里山林の再生支援を進めます。
- 多様な森林施業のニーズに対応するため、気象災害・松くい虫等抵抗性育種、有用広葉樹育種、花粉の少ないスギの育種を推進し、優良種苗の供給体制を整備します。
- 市町村・財産区及び林業公社・緑資源公団との連携を図り公的機関による森林整備の推進に努めます。
- 県営林・公社造林については、地域の模範林として適切な管理に努めます。
- 公有林等を対象とした森林整備を雇用対策として推進します。

※《長伐期施業》

通常伐採する林齢（スギ45年、ヒノキ50年）より高い林齢で伐採する施業。

※《森林整備地域活動支援交付金》

森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるためには、森林所有者等による計画的・一体的な森林施業の実施が特に重要であることから、その実施に不可欠な森林の現況の把握等地域における活動を確保するために国、県、市町村が一体となり一定の金額を交付する支援策。

※《緊急間伐推進計画》

平成12年から平成16年度の5カ年間に於いて集中的に実施する間伐及び間伐材利用の計画。

本県においては、

間伐面積 15,500ha
間伐材利用量 211,830m³

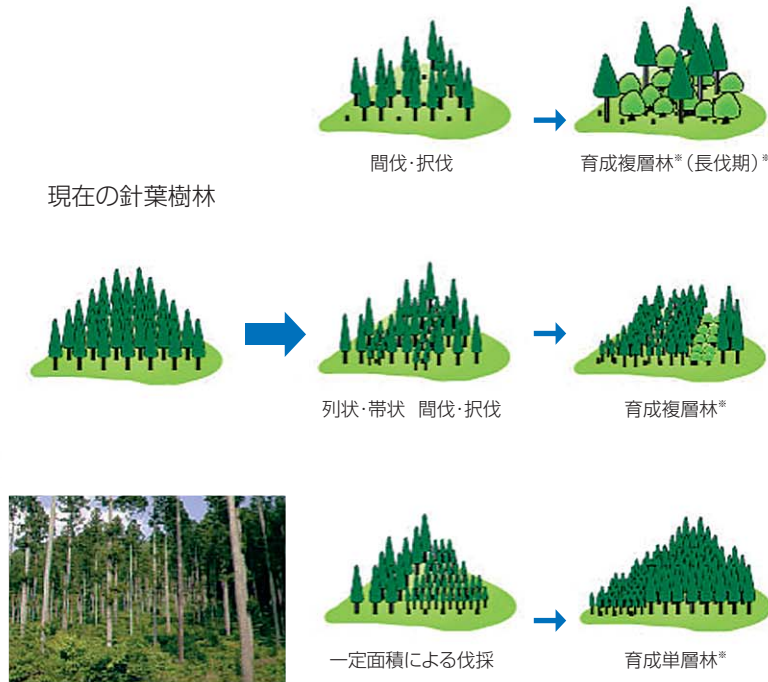


複層林（上層林スギ・下層林ヒノキの二段林）（鹿島町）

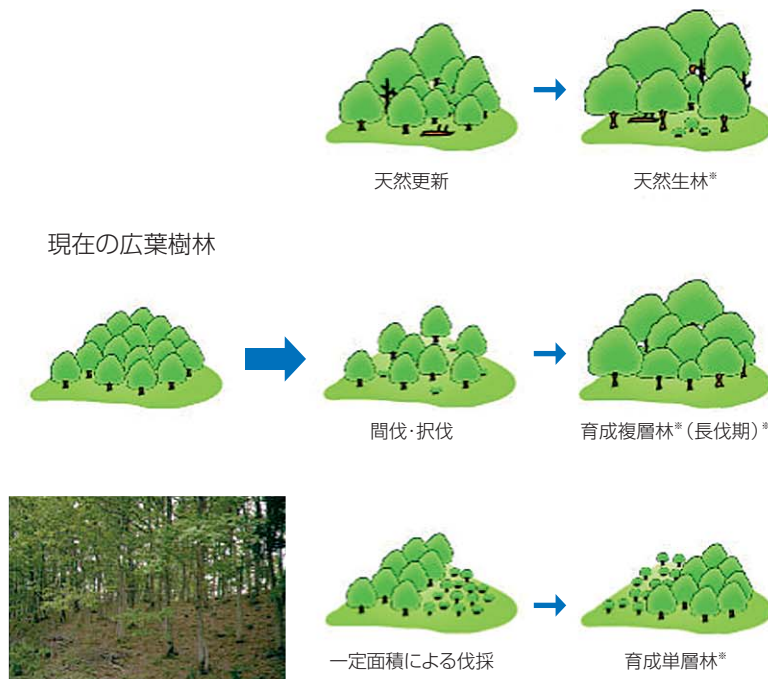
指 標		現 状 (平成12年)	目 標 (平成22年)	比 率 (%)
森 林 整 備 面 積 (計) (うち 間 伐)	ha/年	12,800 (3,400)	13,400 (4,400)	105 (129)
水 土 保 全 林 (うち 間 伐)	ha/年	9,800 (2,740)	10,350 (3,740)	106 (136)
森 林 と 人 と の 共 生 林	ha/年	110	150	136
資 源 の 循 環 利 用 林 (うち 間 伐)	ha/年	2,890 (660)	2,900 (660)	100 (100)

多様な森林の整備

現在の針葉樹林



現在の広葉樹林



《人工林》

更新が、植栽など人為によって行われ成立した森林。ほかに直播き、直挿しなどの方法がある。

《天然林》

更新が、自然の種子散布（天然下種更新）、切り株からの萌芽（萌芽更新）、地面に接した枝から根が出る（伏条更新）など、植栽によらない方法によって成立した森林。

《育成林》

植栽の有無にかかわらず、育成のために人の手を積極的に加えていく森林。

※《育成単層林》

一定のまとまりを一度に全部伐採し、植栽や萌芽等により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する森林。

※《育成複層林》

抜き伐りにより部分的に伐採し、植栽・地表のかき起こし等により複数の樹冠を構成する森林として成立させ維持する森林。

※《天然生林》

主として天然力の活用により保全・管理する森林。

(更新方法に着目)	
人工林	天然林
育成林	天然生林
(人為の有無に着目)	
単層林	複層林
(樹冠層に着目)	

※《長伐期施業》

通常伐採する林齢（スギ45年、ヒノキ50年程度）より高い林齢（2倍程度以上）で伐採する施業。

(3) 林内路網の整備・拡充

- 林道等の林内路網は、森林の適正な整備や保全を図り、効率的で安定した森林経営を確立するために不可欠な基盤施設であることから、計画的に整備を進めます。
- 林道の整備にあたっては、森林の重視すべき機能を踏まえ、利用形態や自然環境の保全に配慮した路網の配置、維持管理の合理性も考慮した適切な工法等の採用、及び開設の期間やコストの縮減に努めます。
- 既設の林道については、輸送能力の向上と安全性を確保するため、計画的に改良、舗装等を推進します。

指 標	現 状 (平成12年)	目 標 (平成22年)	比 率 (%)
林内道路延長※(累計) km	7,867	8,470	108

※《林内道路延長》

森林内にある林道及び公道の総延長であり、森林整備に役立つ路網の整備状況を示す指標。



林道の利用（鹿島町）



林道を補完する作業道（原町市）

Column

《林内路網と森林施業》

35年生以下の人工林において林内路網からの距離が100m以内であれば、約4割の森林で施業（植栽、下刈、間伐等の実施面積）が行われたが、林内路網からの距離が100mを超えると施業率は1割未満であった。

《林内路網と素材生産コスト》

林内路網からの集材距離（路網から素材搬出箇所までの距離）1,000mから200mになれば、素材生産コストが約4割低減できる。

〔平成13年度森林・林業白書〕